

事業計画書に対する市長意見書

松環廃第130号

令和5年5月24日

株式会社しんえこ

代表取締役 小松 茂人 様

松本市長 臥雲 義尚

令和5年2月27日付けで提出のあった事業計画書について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条第1項の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画書

廃棄物の処理施設の設置の場	長野県松本市大字島立2338番2	
廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設 ・施行令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破碎施設	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	一般廃棄物及び産業廃棄物の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	廃プラスチック類 39.2 t/日 (4.9t/h : 8 時間稼働) 金属くず 130.4 t/日 (16.3 t/h : 8 時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日 (8.2 t/h : 8 時間稼働)	
変更の概要	変更後	変更前
	変更事項① 【一次破碎】(新設) FHPS-230-400 型 (富士車輛株) 廃プラスチック類 191.2t/日(8 時間) 金属くず 617.6t/日(8 時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4 t/日(8 時間) 【二次破碎】(現行) AS-1250 型 (アライシュレッター) 廃プラスチック類 39.2t/日 (8 時間) 金属くず 130.4t/日(8 時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日(8 時間) 変更事項② 振動の自主管理基準 65dB	変更事項① AS-1250 型 (アライシュレッター) 廃プラスチック類 39.2t/日(8 時間) 金属くず 130.4t/日(8 時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日(8 時間) 変更事項② 振動の自主管理基準 60dB

2 市長意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他市長が必要と認める事項についての意見	特にありません。